解散公告（第一回）

当医療法人社団は平成十九年五月二十二日社員の欠亡により解散したので、当医療法人社団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、右申し出をされる場合は、東京都渋谷区神泉町一番二二―一二〇六号出光豊明気付医療法人社団明豊会宛てでお申し出下さい。

平成二十二年二月二日

東京都品川区上大崎三丁目一四番三七号バルチックストーンビル一階

医療法人社団明豊会

清算人　出光　豊明

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十一年十二月二十五日開催の理事会の決議により平成二十二年一月三十一日をもって解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二日

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目一四番一六号大阪ＷＴＣビル一七階

財団法人人形浄瑠璃因協会

代表清算人　田村　耕介

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年一月十三日熊本市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二日

熊本県熊本市下江津七丁目七番一八号

熊本市画図土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　義親

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月二十三日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二日

栃木県真岡市荒町一〇八五番地

特定非営利活動法人　障害者の社会参加を推進する会なずなの会

清算人　上野　幸子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二日

静岡県菊川市西方五九六二番地

社団法人木佐森報徳社

代表清算人　木佐森芳雄

配当公告

岩手県紫波郡紫波町稲藤字太田元七番地五

破産者　岩手鋳造株式会社

代表清算人　木佐森芳雄

右の者に対する盛岡地方裁判所平成二十年(フ)第八七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八九、一一八、四二九円

一、配当することのできる金額

金三五、五七八、三二九円

平成二十二年二月二日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号　浅沼ビル三階

破産管財人　村井　三郎

配当公告

山梨県甲府市国母六丁目四番三号

破産者　第一システム販売株式会社

右の者に対する甲府地方裁判所平成二十一年(フ)第三九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一、三七八、三八八円

一般債権　金二二二、九六三、五四四円

一、配当することのできる金額

金一八、一八一、二八五円

平成二十二年二月二日

山梨県甲府市相生一―一―二〇清田法律事務所

破産管財人　弁護士　堀内　寿人

配当公告

岡山市中区中井一八九番地二九大島弘子方、開始決定時の住所岡山市中区中井三六八番地

破産者　大島　敏昭

右の者に対する岡山地方裁判所平成十九年(フ)第一二一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四八、四九四、九二三、一二五円

一、配当することのできる金額

金三五三、五三一、六九九円

平成二十二年二月二日

岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階

破産管財人　吉野　夏己

配当公告

福岡県北九州市八幡西区楠橋西三丁目一五番二二号

破産者　安川建設株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十一年(フ)第五三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金四〇九、六五八、四〇一円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一九八、七〇八、九二二円

平成二十二年二月二日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階大手町法律事務所

破産管財人　中野　敬一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区中央四丁目一二六番地、最後の住所神奈川県伊勢原市桜台五丁目二二番二〇号

被相続人　亡　阿部　毅一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

東京都新宿区新宿一丁目一三番一号　大橋御苑駅ビル別館三階　松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　紀良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区勝山北二丁目六番地、最後の住所福井県福井市春山二丁目三番二一号

被相続人　亡　山岸アイコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

事務所　福井県福井市大手三丁目一五番一二号

相続財産管理人　笹木　祥恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市千旦林一三八六番地一、最後の住所岐阜県中津川市千旦林一三八六番地の一

被相続人　亡　田中　義美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二日

岐阜県中津川市茄子川二〇七七番地の六五九

相続財産管理人　松岡　晃

第３期決算公告　平成22年２月２日

東京都港区南青山五丁目４番６号

株式会社ＮＡＯＫＩ　ＴＡＫＩＺＡＷＡ　ＤＥＳＩＧＮ

代表取締役　滝澤　直己

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,970
	固定資産	6,509
	繰延資産	33,655
	資産合計	64,135
負純資産債及の部び	流動負債	206,776
	株主資本金	△ 142,641
	資本剰余金	144,520
	資本準備金	134,520
	資本剰余金	134,520
	利益剰余金	△ 421,681
	その他利益剰余金	△ 421,681
	（うち当期純損失）	(158,215)
	負債・純資産合計	64,135

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百六十一万六千円、資本準備金の額を一億三千四百五十二万円減少し、それぞれ二千八百九十万四千円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年二月二日

東京都港区南青山五丁目四番六号

株式会社ＮＡＯＫＩ　ＴＡＫＩＺＡＷＡ　ＤＥＳＩＧＮ

代表取締役　滝澤　直己